

平成二十七年内閣府令第四十九号

内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則  
(国家戦略特別区域小規模保育事業に係る特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の読替え)

第一条 国家戦略特別区域法(以下「法」という。)第十二条の四第一項の場合における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成二十六年内閣府令第三十九号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

Table with 2 columns: 第二特定利特定利用地域型保育(特定満三歳以上保育認定地域型保育) and 第二特定利特定利用地域型保育(特定満三歳以上保育認定地域型保育). Rows include 第三(事業) and 第三(事業) items.

Table with 2 columns: 第四法第五項(特定満三歳以上保育認定地域型保育) and 第四法第五項(特定満三歳以上保育認定地域型保育). Rows include 第四法第五項 and 第四法第五項 items.

Table with 2 columns: 第三十内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則 and 第三十内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則. Rows include 第三十内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則 and 第三十内閣府関係国家戦略特別区域法施行規則 items.

Table with 2 columns: 第四法第五項(特定満三歳以上保育認定地域型保育) and 第四法第五項(特定満三歳以上保育認定地域型保育). Rows include 第四法第五項 and 第四法第五項 items.

(国家戦略特別区域法第二十四条の三の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法第十條第二項の内閣府令で定める方法)

**第二條** 法第二十四条の三の規定により読み替えて適用する特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十條第二項の内閣府令で定める方法は、インターネットの利用又は公報への掲載とする。

**附 則**

この府令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第五十六号)の施行の日(平成二十七年九月一日)から施行する。

**附 則** (平成二十九年九月二一日内閣府令第四号)

この府令は、国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年九月二十二日)から施行する。

**附 則** (令和二年八月三一日内閣府令第五八号)

この府令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日(令和二年九月一日)から施行する。